

○浜松市水道事業給水条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年浜松市条例第52号）第2条第1号に規定する水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

（平17条例172・一部改正）

第2条 削除

(用語の定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 一般用 給水を臨時用以外に使用するものをいう。
- (3) 臨時用 給水を建築工事、興行その他一時的に使用するものをいう。
- (4) 点検例日 料金算定の基準日として、あらかじめ水道事業及び下水道事業管理者（以下第21条第2項を除き「管理者」という。）の定めた日をいう。

（平17条例172・平19条例26・一部改正）

(給水装置の種別)

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(専用給水装置の使用の特例)

第5条 管理者が必要があると認めた場合は、専用給水装置を2世帯以上又は2箇所以上で使用することができる。

（平19条例26・一部改正）

(給水装置の所有者又は申込者の代理人)

第6条 給水装置の所有者又は申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市内に居住する代理人1人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の所有者又は申込者が市内に居住しないとき。

(2) 管理者が必要と認めたとき。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(平17条例172・一部改正)

(管理人の選定)

第7条 給水装置の所有者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理人1人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水管を共有するとき。

(2) その他管理者が必要があると認めるとき。

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(平17条例172・一部改正)

(同居人等の行為に対する責任)

第8条 給水装置の使用人は、その家族、同居人又は使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第9条 使用者又は所有者は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると認めたときは、直ちに修繕その他必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、給水装置に異状があると認めるときは、修繕その他必要な措置を自ら講ずることができる。

3 前2項の修繕に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、これを減免することができる。

4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者又は所有者の責任とする。

(貯水槽水道における管理者の責務)

第9条の2 管理者は、貯水槽水道（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道における設置者の責務)

第9条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

第10条 削除

（工事の申込み）

第11条 給水装置の新設、増設、変更、修繕（法第16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みについて、管理者が必要があると認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

（工事の施行）

第12条 工事は、あらかじめ市の審査に合格した設計に基づき、申込者が法第16条の2第1項により管理者の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）に施行させるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、市が工事を施行するものとする。

3 第1項の規定による工事が完成したときは、直ちに市の検査を受けなければならない。

4 法令その他別に定めがあるもののほか指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第13条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事の費用負担)

第14条 工事費は申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めたものについてはこの限りでない。

(工事費の算出方法)

第15条 前条に規定する工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 工事監督費
- (5) 諸掛費

2 前項に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前各項に規定するもののほか工事費の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第16条 市において工事を施行するときは、申込者は、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、修繕工事その他の工事で管理者が認めたものについては、この限りでない。

2 前項の概算額は工事施行後これを精算し、過不足があるときはこれを還付又は追徴する。

3 工事費は管理者が指定する期日までに納入しなければならない。

第17条 削除

(平17条例172)

(給水装置の変更)

第18条 市が配水管の移転その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者及び使用者の同意がなくても施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定によるのほか制限又は停止することはない。

2 給水の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第20条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(メーターの設置)

第21条 メーターは、市が設置して給水装置の使用者に貸与し保管させる。ただし、管理者が適当と認めたときは使用者のメーターを設置することができる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 メーターは給水装置に設置しその位置は管理者が定める。

4 保管者が第2項の管理義務を怠ったためメーターを亡失又はき損した場合は管理者が定める損害額を弁償しなければならない。

(届出)

第22条 給水装置の使用者又は所有者は、次の各号のいずれかに該当するときはあらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用を廃止し、又は中止するとき。

(2) 消防の演習に使用するとき。

(3) 市が供給する水以外の水であって飲用に供するものと併用するとき（当該給水装置に設置されたメーターの口径が30ミリメートル以下であるときを除く。）。

(平17条例172・平19条例26・平26条例29・一部改正)

第23条 給水装置の使用者、所有者、代理人又は管理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2) 代理人に変更があったとき。

(3) 管理人に変更があったとき。

(4) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(5) 専用給水装置の使用の特例による使用世帯数又は使用箇所数に異動があったとき。

(6) 消防に使用したとき。

(7) メーターを亡失し、又は損傷したとき。

(平17条例172・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第24条 私設消火栓は、消防、消防の演習又は特に管理者の許可を得た場合に限り使用することができる。

2 前項の場合私設消火栓を消防以外に使用するときは、市の立会を要する。

第4章 料金、手数料及び加入金

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置の使用者から徴収する。

2 料金は使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

(平17条例172・一部改正)

(料金)

第26条 料金は、給水料金及び私設消火栓演習給水料とし、別表第1の規定により算出した額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平17条例172・一部改正)

第27条 削除

(料金の算定)

第28条 料金は、隔月の点検例日に使用水量を計量し、その使用水量の2分の1の水量をもってそれぞれ計量した日の属する月分及びその前月分の使用水量とみなし算定する。この場合において、当該使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、管理者が定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めるときは、点検例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することができる。

(水量の認定)

第29条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は使用水量を認定し、これを使用者に通知する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) その他使用水量が不明のとき。

(平19条例26・一部改正)

(使用の特例による料金の算定)

第30条 第5条の規定により2世帯以上又は2箇所以上で専用給水装置を使用するとき

の料金は、次の各号に定める料金の合算額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 基本料金については、別表第1の1に規定する口径13ミリメートルのメーターがそれぞれ各世帯又は各箇所を設置されているものとみなして計算した額とする。
- (2) 従量料金については、各世帯又は各箇所の使用水量が均等とみなしてそれぞれ計算した額とする。

(平17条例172・平19条例26・一部改正)

(料金算定の特例)

第31条 点検例日以外の日に水道の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合における基本料金については、当該使用日数により日割りで算定する。

- 2 前項の場合における従量料金については、当該使用日数が30日を超えない場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が30日を超える場合にあっては第28条第1項の規定の例により算定する。

(平19条例26・全改)

(届出事項の認定)

第32条 料金の算定の基準となる事項の届出が事実と相違するときは、管理者がこれを認定する。

(平19条例26・一部改正)

(無届使用に対する認定)

第33条 給水装置を無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(料金の徴収方法)

第34条 給水料金は2月分を合わせて隔月に、私設消火栓演習給水料はその都度徴収する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第35条 手数料は、次に掲げる区分により申込み又は申請の際に納付しなければならない。ただし、管理者が必要があると認めるときは、申込み又は申請後に納付することができる。

- (1) 設計審査手数料

ア メーター口径が25ミリメートル以下の場合 1件につき 1,000円

イ メーター口径が25ミリメートルを超える場合 1件につき 2,000円

- (2) 工事検査手数料

ア メーター口径が25ミリメートル以下の場合 1件につき 1,300円

イ メーター口径が25ミリメートルを超える場合 1件につき 3,000円

(3) 給水使用証明手数料 1件につき 350円

(4) 給水装置工事事業者の指定手数料 1件につき 1万円

(5) 給水装置工事事業者の指定の更新手数料 1件につき 1万円

(6) 第38条の2第2項ただし書の確認の手数料

ア メーター口径が25ミリメートル以下の場合 1件につき 2,300円

イ メーター口径が25ミリメートルを超える場合 1件につき 5,000円

2 既納の手数料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例172・令元条例20・一部改正)

(加入金)

第35条の2 給水装置を新設する場合又はメーター口径を大きいものに変更する場合は、加入金として、そのメーター口径に応じて別表第2に掲げる額を徴収する。ただし、メーター口径を大きいものに変更する場合は、申込みの口径に係る加入金の額と申込み前の口径に係る加入金の額との差額とする。

2 前項の加入金は、当該申込みがあったとき徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の加入金は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例172・平19条例26・一部改正)

(料金等の軽減又は免除)

第36条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、加入金その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の随時検査又は処置及びその費用負担)

第37条 管理者は管理上必要があると認めるときは、市の職員をして給水装置を随時検査し、適当な処置を命じ又は自らこれをなすことができる。

2 前項の処置に要する費用は、処置を命ぜられた者又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置の切離し)

第37条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 使用者がなく、かつ、所有者の所在が60日以上不明のとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、使用者又は所有者が承認を受けないで給水装置の新設、増設若しくは変更をした場合又は給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「基準」という。）に適合していない場合は、その使用者又は所有者に対し、期限を付しその撤去又は改修を命ずることができる。

(平17条例172・令元条例20・一部改正)

第38条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることの確認に至るまでに要する費用については、当該確認の申込者の負担とする。

(給水の停止処分)

第39条 管理者は、使用者又は所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実が継続する間給水を停止することができる。

- (1) 料金、手数料、加入金又は第9条第3項における修繕に要した費用を納付しないとき。
- (2) 第12条第3項若しくは第37条第1項の規定による給水装置の検査を拒み、又は第28条に規定する使用水量の計量を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 第16条に規定する工事費を納付しないとき。

2 一給水装置について所有者と使用者が異なる場合は、所有者の責めに帰すべき理由により受ける給水の停止処分によって使用者が受ける損害に対して市は責めを負わない。

(給水装置の撤去)

第40条 前条第1項第3号の規定による給水の停止処分を受けてもなお当該工事費を納入しないときは、管理者は、工事の申込みを取り消したものとみなしてその給水装置を撤去することができる。

(過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為によって料金、手数料又は加入金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者又はさせた者に対し、5万円以下の過料に処することができる。

- (1) 第9条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。
- (2) 第11条第1項の承認を受けずに工事を行ったとき。
- (3) 正当な理由がなく、第21条第3項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第37条第1項の検査又は第38条の2第1項若しくは第2項若しくは第39条第1項の給水の停止を拒み、又は妨げたとき。
- (4) 第24条第1項の規定に違反して私設消火栓を使用したとき。
- (5) 料金、手数料又は加入金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をしたとき。

第6章 補則

(規程への委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和33年11月1日から施行する。
- 2 浜北市、天竜市、細江町、引佐町及び三ケ日町（以下これらを「編入市町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、浜北市水道条例（昭和39年浜北市条例第1号）、天竜市水道事業給水条例（昭和50年天竜市条例第10号）、細江町給水条例（平成10年細江町条例第9号）、引佐町給水条例（平成10年引佐町条例第10号）又は三ケ日町給水条例（平成10年三ケ日町条例第12号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の

相当規定によりされたものとみなす。

(平17条例172・全改)

- 3 編入日前に、編入市町にされた申込みに係る手数料については、それぞれ編入前の条例の例による。

(平17条例172・全改)

- 4 前2項に定めるもののほか、編入市町の区域におけるこの条例の適用について必要な経過措置は、管理者が定める。

(平17条例172・全改)

- 5 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平17条例172・追加)

- 6 浜松市簡易水道条例及び浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成22年浜松市条例第22号)の施行の日(次項において「改正条例施行日」という。)前に、同条例第1条の規定による改正前の浜松市簡易水道条例(平成17年浜松市条例第232号。以下この項及び次項において「旧簡易水道条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為(旧簡易水道条例別表第1に規定する浜松市船明簡易水道に係るものに限る。)は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

(平22条例22・追加、平26条例29・一部改正)

- 7 改正条例施行日の前日において旧簡易水道条例の規定による給水(旧簡易水道条例別表第1に規定する浜松市船明簡易水道に係るものに限る。)を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの(同一の給水装置により給水を受けるものに限る。)に係る料金で、旧簡易水道条例の規定による料金の算定がされていないものについては、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。この場合においては、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定するものとし、改正条例施行日の前日までの使用に係る料金については旧簡易水道条例の規定の例によるものとする。

(平22条例22・追加)

- 8 浜松市簡易水道条例及び浜松市水道事業給水条例の一部を改正する条例(平成26年浜松市条例第29号)の施行の日(次項において「改正条例施行日」という。)前に、同条例第1条の規定による改正前の浜松市簡易水道条例(以下この項及び次項において「旧簡易水道条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為(旧簡易水道条例別表第1に規定する浜松市引佐町中部簡易水道に係るものに限る。)は、それぞ

れこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

(平26条例29・追加)

- 9 改正条例施行日の前日において旧簡易水道条例の規定による給水（旧簡易水道条例別表第1に規定する浜松市引佐町中部簡易水道に係るものに限る。）を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。）に関する料金の算定がされていない当該旧簡易水道条例の規定による給水に係る料金については、当該給水をこの条例の規定により受けた給水とみなして、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。

(平26条例29・追加)

- 10 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例（平成29年浜松市条例第33号）の施行の日（次項及び附則第12項において「改正条例施行日」という。）前に、同条例第7条第2号の規定による廃止前の浜松市簡易水道条例（次項及び附則第12項において「旧簡易水道条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

(平29条例33・追加)

- 11 改正条例施行日の前日において旧簡易水道条例の規定による給水を受けていた者で改正条例施行日以後引き続きこの条例の規定による給水を受けるもの（同一の給水装置により給水を受けるものに限る。）に関する料金の算定がされていない当該旧簡易水道条例の規定による給水に係る料金については、当該給水をこの条例の規定により受けた給水とみなして、改正条例施行日以後の使用に係る料金と合わせて算定するものとする。

(平29条例33・追加)

- 12 改正条例施行日の前日において法第3条第3項に規定する簡易水道事業（旧簡易水道条例第1条に規定する簡易水道事業を除く。）に係る水道のうち管理者が認めるものに設置されていた給水装置を改正条例施行日以後引き続き第1条に規定する水道事業に係る水道に設置する場合（当該給水装置に係るメーター口径を大きいものに変更する場合を除く。）においては、第35条の2の規定は、適用しない。

(平29条例33・追加)

附 則（昭和35年6月27日浜松市条例第15号）

この条例は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和38年10月1日浜松市条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、施行日以後の水道料金算定の基準となる使用水量等による料金から適用する。

附 則（昭和41年12月20日浜松市条例第54号）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年9月30日浜松市条例第25号）

- 1 この条例は、昭和42年10月1日から施行する。
- 2 浜松市庄内地区水道事業給水条例（昭和40年浜松市条例第32号）及び浜松市遠州浜団地水道事業給水条例（昭和41年浜松市条例第20号）は、廃止する。

附 則（昭和46年9月30日浜松市条例第57号）

- 1 この条例は、第4章の章名の改正規定・第35条の次に1条を加える改正規定・第36条の改正規定及び第41条の改正規定を除き、昭和46年10月1日から施行する。
- 2 第4章の章名の改正規定・第35条の次に1条を加える改正規定・第36条の改正規定及び第41条の改正規定は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月30日浜松市条例第30号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年9月30日浜松市条例第42号）

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。ただし、第35条の2の改正規定は、昭和50年10月20日から施行する。
- 2 この条例による改正後の浜松市水道事業給水条例第26条の規定は、昭和50年10月1日以後使用した水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前と同日以後に使用した水を含むものの給水料金の算定方法は、管理者が定める。

附 則（昭和56年3月31日浜松市条例第22号）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第35条第2号及び第35条の2の改正規定は、昭和56年4月20日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例第26条第1号の規定は、昭和56年4月1日以後使用する水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用するときの給水料金については、管理者が定める。
- 3 昭和56年3月31日までのメーター使用料及び私設消火せん料のうち設備保守料については、なお従前の例により徴収する。

附 則（昭和60年9月30日浜松市条例第61号）

- 1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例第26条第1号の規定は、昭和60年10月1日以後に使用する水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用するときの給水料金については、管理者が定める。

附 則（昭和63年12月16日浜松市条例第73号）

- 1 この条例は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条、第30条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する水に係る給水料金から適用し、施行日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 3 新条例第35条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る基本工事分担金について適用し、施行日前の申込みに係る基本工事分担金については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月31日浜松市条例第50号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第26条、第30条及び第31条の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条、第30条及び第31条の規定は、平成元年6月1日以後に使用する水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 3 新条例第35条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る基本工事分担金について適用し、同日前の申込みに係る基本工事分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月31日浜松市条例第22号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年9月29日浜松市条例第39号）

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例別表の規定は、平成8年1月1日以後に使用する水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。

附 則（平成9年3月28日浜松市条例第43号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第26条、第30条及び第31条の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第26条、第30条及び第31条の規定は、平成9年6月1日以後に使用する水に係る給水料金から適用し、同日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、同日前から引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 3 新条例第35条の2の規定は、平成9年4月1日以後の申込みに係る基本工事分担金について適用し、同日前の申込みに係る基本工事分担金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月26日浜松市条例第23号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条及び第38条の2の規定は、この条例の施行の日以後に新設、増設又は変更をした給水装置について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月24日浜松市条例第37号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月22日浜松市条例第83号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月26日浜松市条例第26号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日浜松市条例第26号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月17日浜松市条例第90号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月1日浜松市条例第172号）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の浜松市水道事業給水条例第7条の規定によりされた届出は、この条例による改正後の浜松市水道事業給水条例第7条の規定によりされたものとみなす。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第79号）

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則（平成18年12月15日浜松市条例第118号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日浜松市条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第26条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用する水に係る給水料金から適用し、施行日前に使用した水に係る給水料金については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
- 3 改正後の条例第26条及び前項の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間における給水料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、附則別表の左欄に掲げる異なる使用期間の区分を引き続き使用するときの給水料金については、各日の使用水量を均等とみなし、日割りで算定する。
 - (1) 改正後の条例第26条、第28条から第32条まで及び前項の規定により算定した給水料金の額（以下「改定後の給水料金」という。）が改正前の浜松市水道事業給水条例第26条及び第28条から第32条までの規定により算定した場合における給水料金の額（以下「改定前の給水料金」という。）を上回る場合 改定後の給水料金から、当該改定後の給水料金と改定前の給水料金との差額にそれぞれ附則別表の左欄に掲げる使用期間の区分に応じ、同表の右欄に定める調整率を乗じて得た額（当該額に

1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。第3号において「調整額」という。)を減じた額

(2) 改定後の給水料金が改定前の給水料金と同じ場合 改定後の給水料金

(3) 改定後の給水料金が改定前の給水料金を下回る場合 改定後の給水料金に調整額を加えた額

4 改正後の条例第22条の規定にかかわらず、平成19年7月1日から平成22年3月31日までの間の同条の規定の適用については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第35条の2の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日以前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、改正後の条例の規定の適用について必要な経過措置は、水道事業及び下水道事業管理者が定める。

附則別表（附則第3項関係）

使用期間	調整率
平成19年7月1日から平成20年3月31日まで	4分の3
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	4分の2
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	4分の1

附 則（平成22年3月24日浜松市条例第22号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月25日浜松市条例第9号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（浜松市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第26条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給水装置（新給水条例第3条第1号に規定する給水装置をいう。）を使用している者に係る給水料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものについては、なお従前の例による。

3 新給水条例第35条の2及び別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日以前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月24日浜松市条例第29号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に給水装置（第2条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第3条第1号に規定する給水装置をいい、当該給水装置に設置された水道メーターの口径が30ミリメートル以下であるものを除く。）の使用者又は所有者のうち、市が供給する水以外の水であって飲用に供するものと併用しているものに対する新給水条例第22条（第1号及び第2号を除く。）の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成26年9月30日までに」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日浜松市条例第33号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項に規定する簡易水道事業（第7条第2号の規定による廃止前の浜松市簡易水道条例第1条に規定する簡易水道事業を除く。）に係る水道のうち水道事業及び下水道事業管理者が認めるものにより給水を受けている者でこの条例の施行の日以後引き続き浜松市水道事業給水条例の規定による給水を受けようとするものに係る同条例の規定による給水契約の申込み及び承認その他の行為は、同日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月15日浜松市条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
（浜松市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）第26条及び別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給水装置（新給水条例第3条第1号に規定する給水装置をいう。）を使用している者に係る給水料金であって、施行日以後初めてその額が確定するものに

については、なお従前の例による。

- 3 新給水条例第35条の2及び別表第2の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月21日浜松市条例第20号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市水道事業給水条例第35条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第26条関係）

（平19条例26・全改、平26条例9・平31条例19・一部改正）

1 給水料金（1月につき）

用途	基本料金		従量料金（1立方メートルにつき）	
	メーター口径	金額	水量	金額
一般用	13ミリメートル	660円	10立方メートルまでの分	44円
	20ミリメートル	704円	10立方メートルを超え20	105円60銭
	25ミリメートル	792円	立方メートルまでの分	
	30ミリメートル	1,650円	20立方メートルを超え30	139円70銭
	40ミリメートル	3,190円	立方メートルまでの分	
	50ミリメートル	6,820円	30立方メートルを超え40	170円50銭
	75ミリメートル	15,400円	立方メートルまでの分	
	100ミリメートル	30,800円	40立方メートルを超え50 立方メートルまでの分	198円
	125ミリメートル	30,800円		
	150ミリメートル	81,400円	50立方メートルを超え100 立方メートルまでの分	206円80銭
	200ミリメートル以上	170,500円		
			500立方メートルまでの分	
	500立方メートルを超える分		220円	

臨時用	—	220円
-----	---	------

2 私設消火栓演習給水料 1栓10分につき220円（2口は2栓とし、10分未満は10分とする。）

別表第2（第35条の2関係）

（平19条例26・全改、平26条例9・平31条例19・一部改正）

メーター口径	金額
13ミリメートル	34,100円
20ミリメートル	92,400円
25ミリメートル	157,300円
30ミリメートル	246,400円
40ミリメートル	488,400円
50ミリメートル	843,700円
75ミリメートル	2,277,000円
100ミリメートル	4,675,000円
150ミリメートル	12,870,000円
200ミリメートル以上	26,620,000円